

沖縄法政研究所報

Okinawa Institute of Law and Politics

第29号

所長挨拶

p1

第18回シンポジウム 沖縄法政研究所『共同研究調査報告書第2号』発表会

沖縄を考えるー思想、自治、政策の視点からー

p2-6

第42回講演会「紛争と平和ーこの沖縄から世界に出来ることー

30年の国際協力、緊急支援の最前線から見てきたものとは？

ー街づくり、人のつながりが平和へとつながる。H」

p7

第43回講演会「犠牲者の記録をのこし語り継ぐことー戦災も震災もー

岩手県大槌町と沖縄県渡嘉敷村での調査から」

p8

研究会

p9-11

コラム「さんごしょう」

p12

2019年度 所員・特別研究員名簿

p13-14

2019年度 活動日誌

p15



沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所

渡嘉敷村阿波連集落

剣が峰に立つ今、最末端での寄与

さとう まなぶ
佐藤 学
法学部教授
地方自治、アメリカ政治



今年度、沖縄法政研究所は、長年の懸案となっていた共同研究の成果報告書第2号の刊行、および、10月の、その発表シンポジウムの開催までこぎつけることができた。そのころ、法政研は研究が弱いのではないかと、という学内からの批判があり、とにかく共同研究を始めようということで開始したのが、既に10年前のことである。テーマにより、幾つかのグループが編成され、調査・研究を続けてきた。その後、成果報告書第1号にまとめられた石川元平先生のオーラルヒストリーのほか、幾つかのテーマは、所報等での報告で閉めてきた。

共同研究を開始した時点で、どのように終結させるかは議論しておらず、以後、進行していく中で、報告書刊行を以って存続していたテーマは終わらせる、ということが決まったのが、かれこれ5、6年前のことである。しかし、研究者の性は因業なもので、締切・終期が決められていないと、いつまでも完璧を求めて研究を続けてしまうのである。今回も、執筆を担当した共同研究メンバーには、不満が残ったことと思うが、一方、いつまでも続けていくわけにもいかない。えいやっ、と日程を決めて（無論、何度も会議で議論をしての結果ではあるが）、報告書刊行、そして、その成果報告会を開催することになり、実際に終わることができたのは、ひとえに親川・法政研研究支援助手の舵取り、もしくは叱咤によるものである。

内輪の発表会的な性格の報告会シンポジウムに、かなり多くの市民の皆さんの御参加を頂き、これら共同研究には、法政研の使命である沖縄社会への研究成果の還元という価値があったのであると、手前味噌ながら再確認させて頂いた。

研究のない研究所はありえないのであり、新規共同研究も立ち上がっている。今回は3年度という終期を当初から定めて、何とか、報告書刊行と、その発表シンポジウムによる、安定的な共同

研究のサイクルを確立したいと考えている。乞うご期待、と、言ってしまう。

7月には、海外人道支援NPO「JADE」代表理事・田中洋人氏による講演会を開催した。田中氏は、この5年間、那覇市に住み、那覇市まちづくり活動に熱心に参加され、筆者はそこで知り合った。当時は、那覇市でイタリア人の奥様（紛争解決学の博士）と、素敵なB&Bを経営されていて、ご本人が「宿屋の親父です」と話されるのを真に受けていた。それが、田中氏は驚愕すべき経験を積み重ねてきた海外における人道支援の専門家であると、初めて知ったのが、実に2018年の正月のことであった。

今また難民や国内避難民の支援に本格的に復帰されて、講演会の後も、毎月の半分くらいは、バングラデシュ、ミャンマー、ウクライナ、ペルーと、非常に困難な現場で、ギリギリのところで生存を賭けている難民・国内避難民（この違いも、田中氏に教えられて、初めて知った次第である）の支援を、第一線で行われている。このような方が沖縄におられること、そして、その活動が「平和」を生み出す基礎となっていることを、広く知って頂きたく、海外日程でお忙しい中、無理を承知の講演会開催をお快諾して頂いたのである。

2月に、岩手大学教育学部・地域防災研究センター・麦倉哲教授（法政研特別研究員）の講演会「犠牲者の記録をのこし語り継ぐこと」を開催した。この講演会は、日本犯罪社会学会で麦倉先生と長らく付き合いのある、小西由浩・法政研元所長・本学法学部教授の紹介で実現した。岩手県大槌町の「震災」と渡嘉敷村の「戦災」における犠牲者達「個人」の「生と死」の記録を、御遺族への丹念な聞き取り調査を長年重ねられた結果の御報告である。これまでになかった視点からの記憶の継承という意義のあるお話を伺うことができた。会場には、座間味秀勝・渡嘉敷村長もいらして下さった。

法政研は、広く法律、政治、そして社会の事象を研究し、その成果を市民社会に役立てて頂けるような機会の設定を心がけている。世界が、下手をすれば無秩序化し、建前を捨てた剥き出しの弱肉強食状態になりかねない剣が峰に立つ今、人権・人道・平和を目指す動きの最末端での寄与を目指したい。

沖縄法政研究所フォーラム 第18回シンポジウム

沖縄法政研究所『共同研究調査報告書第2号』発表会 沖縄を考える ―思想、自治、政策の視点から―

2019年11月9日(土)に本研究所で取り組まれてきた共同研究にかかる調査報告書の刊行を記念しフォーラムを開催した。

当研究所では2009年から共同研究体制を開始し、これまで6件の共同研究が取り組まれ、本所報や紀要など研究所刊行物をはじめ、研究会やフォーラムをとおして研究成果を報告してきた。今回は、2018年度で終えた3件の共同研究の調査報告書を共同でまとめ、成果報告として発表する機会を持った。参加者は約50人。

I 共同研究「戦後沖縄思想の変遷」

「1960年代の沖縄の「高校弁論」 ― 当時の新聞記事を追って ―

稲福日出夫 沖縄法政研究所特別研究員／沖縄国際大学名誉教授



稲福 日出夫 特別研究員

1960年代、62年から66年の5年間、沖縄の高校生が「文部大臣旗全国高校弁論大会」で優勝し続け、文部大臣旗が沖縄を出ることは無かった。「弁論沖縄」と全国に名をとどろかせていた沖縄の高校弁論を地元紙から当時の沖縄の空気感を探った。

各大会受賞者と演題はそれぞれ、62年の「第9回文部大臣旗全国高校弁論大会」で首里高校1年生の金城健一さん「小さな力を小さな声々を」、63年「第10回文部大臣旗全国高校弁論大会」で首里高校1年生の西平悦子さん「ころんだヒューマンイズムのなかから」、64年「第11回文部大臣旗全国高校弁論大会」で首里高校1年生佐久真曙美さん「この炎を絶やさないで」、65年「第12回文部大臣旗全国高校弁論大会」、首里高校1年生の中今哲さん「祖国への道は遠かったが」、66年「第13回文部大臣旗全国高校弁論大会」、

前原高校2年生名護昌美さん「家庭からの非行」である。

それぞれの弁論内容と時代背景を追ってみる。62年の金城さんは本土のペンフレンドから送られてきた『蛍雪時代』に添えられた「日本語を解釈できると耳にし」という手紙に愕然としつつも、「忘れられゆく島」の実情を本土に伝えていく気持ちを語っている。金城さんは最優秀賞を受賞するも、審査員からは「題材の特殊性」に依拠した弁論内容を危惧する声もあったことを地元紙が伝えている。

西平さんが受賞した63年は、戦後沖縄海難史上まれにみる惨事を引き起こした「みどり丸」遭難事件があったり、首里高校野球部が甲子園で悲願の初勝利をあげた年でもあった。

翌64年は東京オリンピックで沸き立つ中、佐久真さんは沖縄を通る聖火を迎える日の丸が米兵によって引きずりおろされる問題に対し、聖火は平和の炎であり、それを迎える時の日本人としての実感、その感情を訴えた。

65年のの中今さんは同年に来沖した佐藤栄作首相がデモ隊に囲まれ基地内で夜を過ごしたこと、その基地がベトナム戦争の出撃基地となっていることに触れ、日本国民として日本国憲法の下に帰ることを「祖国をつかむまで、勇気をもって訴え続ける覚悟」と語った。また、中今さんは中学一年生の時に同学年の国場秀夫君が米軍用トラックにはねられて死亡する事件があり、同級生とともに当時の人権派弁護士に沖縄の人々の権利擁護を訴えてもいる。

66年の名護さんは、弟が同級生らから受けた暴力事件から「家庭、学校、そして社会が非行児増大の責

任を押し付け合っている」と現状を問題視し、あたたかい家庭を築きあげることが非行児をうむこともなく、平和な社会をつくることになる、と主張した。

総理大臣旗全国大会、66年優勝の我喜屋蓉子さんは「そこからは道はないのでしょうか」と題し、個人的には沖縄に駐留する軍人一家との交流を通してヒューマンな関係が構築できているにもかかわらず、自治権が奪われ、主席公選さえ実現されず、裁判権さえも奪われている状況を「一切の沖縄の不幸の根源、サンフランシスコ平和条約第3条、私たちはこのクサリからのがれる道はないのでしょうか」と訴えた。67年に優勝した宮城さんは「与論島をすぎれば」との演題で、祖国復帰の問題を高校生視点で、「沖縄問題を、他人事としてではなく日本人一人ひとりの問題として捉えてほしい」と訴えた。

67年8月の「第14回文部大臣旗全国高校弁論大会」が沖縄で開催されるまでに、沖縄の高校弁論を牽引していたのは首里高校弁論部顧問の平山良明氏である。氏は新聞の論考で「弁論こそは、その不条理の中から本質を見出し、若者の明日へ向けての糧となるに違いない。心の飢えを満たすのは、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことの努力から生まれるものである。」とし、連覇を重ねることで「ヤマトに追いついた」と記している。奇しくも同回で沖縄勢の優勝はならず文部大臣旗は北緯27度線を北上した。

69年には首里高校定時制3年生の高良なるみさんが「第15回総理大臣旗全国高校弁論大会」で安保条約の破棄、反戦平和を訴えた演題「行動か死か」で、「第16回文部大臣旗全国高校弁論大会」でも「谷間からの出発」と題しいずれも最優秀賞を受賞した。高良さんは「谷間からの出発」で即時無条件全面返還を訴える理由として「沖縄県民の恐怖がそのまま日本の恐怖となってはいけない」と訴えた。

一方で平山氏は70年に本土派遣沖縄研究教員として半年間、都立高校に派遣され、71年に雑誌『世界』へ「復帰を問う」特集号で東京で見聞きしたことに触れている。沖縄の人々が米軍による圧政と屈辱を経て自ら選び、求め、闘って勝ち取ってきた人間の権利によって「祖国に近づいた」が、「沖縄人が求めた祖国は、少しも近づいてはいない」、「沖縄が求めた祖国は遠い」と述べている。当時、復帰協は「核抜き・本土並み」を軸に自衛隊、安保条約に反対の意を示し「無条件全面返還」を訴えていたが、そこに「沖縄県民の恐怖」が「日本の恐怖」になることへの危惧は存在したか、平山氏の視座と弁論部の部員たちが全国に発信した内容との間には小さくないズレを感じざるをえない。平山氏の「胸を打つ」弁論内容とはどういったものであったのか、復帰が政治日程にのぼり、その内容が明らかになるにつれて平山氏の「胸を打つ」弁論や対ヤマト観がどう変遷していったのか、今後も思索を深めていく。

次に、勤労青年を主流として1954年に始まった「NHK青年の主張全国コンクール全国大会」では61年の第7回大会から沖縄代表が参加している。前述の平山氏同様、高校弁論を牽引していた八重山高校教員の大城勲氏は64年度大会で登壇し、沖縄のことが全国民に伝わっていないことを残念に思うと述べた。大城氏はその後、地元紙に寄せた手記の中で、沖縄の現状をあまり知らない審査員たちを圧倒する勢いで話し始めたことや、自身の主張を聞く審査員たちのなかには早く終わればいいと思っているようにさえ思われたこと、終了後の貴賓室で皇太子に沖縄の子どもたちにも喜びと希望を与えて欲しいと来島を直訴し、場の雰囲気が気まぎれになったことなどを記している。

66年度大会には琉大文科4年の上里賢一氏が自身の教育実習の経験から、戦後22年間にできた沖縄の教育条件の不備や本土との学力の差があるとする沖縄の教育問題、とくに教育費の本土との較差について述べ1位に選ばれている。大会から3年後の70年8月、上里氏は『世界』に「諸悪の根源一基地」の論考を寄せている。「アメリカ兵に対する恐怖の原因」には、人種、言語の違いなどからくる「一種の生理的嫌悪感」を認めつつも、「由美子ちゃん事件」、米兵による女子高生傷害事件など相次ぐ凶悪犯罪が示す、米軍の県民蔑視と人命軽視があると述べている。さらに、本土に置かれては危険だが、沖縄にあると「日本を含むアジアの平和と安全に役立つ」とする基地言説に心酔する安保繁栄論、安保堅持者たちに、本土のそれとはまるで性格の違う基地という化物は沖縄の人間の肉体と精神を蝕み続けてきた諸悪の元凶でしかないとし、島ぐるみで燃え広がりつつある沖縄の「反安保・完全基地撤去」の闘いは諸悪の元凶を追い出す闘いにほかならないと述べている。

宮森小学校ジェット機墜落事件が起き、「悲願」の沖縄県になったものの、今もなお、やりきれない沖縄の姿が60年代の島の空気にすでに宿っていたとするならば、かつての「弁論大会」はいったい何だったのかという思いもする。今年「短歌甲子園2019」で特別審査員賞を受賞した「碧海に／コンクリートを流し込み／儒艮の墓を建てる辺野古に」に〈辺野古詠む高校生に詫げる夏〉の句が浮かぶ。

Ⅱ 共同研究「これからの地方自治像の研究」

「一島一村（町）の自治・自立の島づくり～人口減少への取り組みを中心に～」

照屋寛之 沖縄法政研究所所員／沖縄国際大学法学部教授

16:30 沖縄国際大学 131



照屋 寛之 所員

島嶼県の沖縄における一島一町・村の行政課題に関する共同研究を進めてきた。離島行政が抱える悩みで最も多いのが人口減少に関することであり、それぞれの地域で様々な取り組みがなされている。今回はその中でも特徴的な久米島町、与那国村、伊平屋村の事例を紹介したい。

久米島町は年 100 人程度の減少が続いており、県平均で 5.13% の増加率に対し、同町の減少率は 15.76%（2017 年 11 月現在）と高い数値が示されている。2018 年の町長選挙で選ばれた大田治雄町長は人口減少に歯止めをかけるためには移住・定住促進、雇用創出が急務と語っている。

かつて久米島町では、久米島高校園芸科の定員割れが続いていることを理由に県教育委員会より募集停止の通知が出された。廃科され

ば島で重要な産業の一つである農業の担い手が育てられないだけでなく、島外への高校進学により人口減少が進むことに危機感を強めた町民らによって廃科反対決議や町民総決起大会など島を挙げての園芸科存続の訴えが起きた。取り組みの中でも耳目を集めたのが「久米島高校魅力化事業」である。参考にしたのは島根県海士町の「島留学」、「島親」制度や地域課題に取り組む探求型学習の構築を行った先進的な取り組みである。久米島高校でも総合学習の時間に「まちづくりプロジェクト」を取り入れ、高齢者の健康増進、肥満解消、雇用創出、観光振興など久米島町の様々な課題をテーマに、調べ学習や職場体験を図られた。加えて久米島町内の各分野の方々を講師に迎えて学ぶ選択科目「地域学」が導入された。その他、島留学、留学生の里親制度によって全国各地から生徒が集まり、全校生徒の一割程度が島留学生となった。現在、園芸科は継続されている。

また、住民が主体となって移住定住を推進するアクションプラン「久米島ドリ一部チャレンジ」が発足し、移住定住促進に向けた島暮らしに関する効果的な情報発信や、活気ある島づくりが続けられているが、人口減少に歯止めがかからないのが現状である。しかし、自治の視点から考えると人口減少を自分事と受け止め、地域住民が積極的に参加することこそが今後のまちづくりに大きな意義があると考えます。

次に、与那国町の事例を紹介する。戦前の与那国は台湾との交易が非常に盛んで、戦後も「密貿易」で日に何十艘もの船舶が往来していたが、米軍占領下での徹底的な取り締まりにより、繁栄する国境の島から衰退する辺境の島へと変わらざるをえなくなってしまった。しかし、それでも与那国町は平成の大合併時でさえも、八重山・竹富・与那国の合併構想に反対を貫き独自の自治体運営を模索してきた。以後、島の自立ビジョンに基づきできあがったのが 2005 年の与那国「自立・自治宣言」である。「どうなんちま」の島興し、地域づくりの主体は町民一人ひとりであり、歴史に裏打ちされた知恵と自立・自治の精神を引き継いでいくこと、豊かな自然と暮らしを守り抜くことが誓われている。宣言を具現化させるため、与那国町では 05 年と翌 06 年、台湾との交易を目指し「国境交流特区申請」を行ったが、密輸リスクの高さから申請が認められず断念した。しかし 08 年には「地方元気再生事業」の採択をうけたことで、台湾・花蓮市との期間限定チャーター便の就航や島特産品の国際振興など国境の島の新たな島おこしの展望が拓けるようになった。

一方で、若者の働き口がなく、人口減少への歯止めがかからず、深刻な高齢化と過疎化が進行していた中、07 年当時の小泉政権下で行われた三位一体改革による地方交付税大幅削減が発表された。厳しい町財政への衝撃は大きく、町は 09 年に正式に防衛省へ自衛隊誘致の要請に動いていく。島を二分した住民投票で配備賛成が反対を上回り、誘致を進める外間守吉町長が再選されるなどして自衛隊の施設整備が進められていった。共同研究の調査を進める中で外間町長をはじめ、自衛隊基地誘致賛成側、反対側双方へのインタビューを行った。本来、国防上の理由から配備されるはずの自衛隊基地だが、外間町長は人口減少を食い止めるための特効薬として誘致に舵を切った。しかし、全国的に見ると自衛隊基地誘致は過疎化への歯止めと

なっていないようで、財政的にも工事などで数年間は潤っても効果は限定的という指摘もある。他方、今では与那国町における有権者（約 1,100 人）のおよそ 2 割は自衛隊関係者（約 200 人）と言われており、自衛隊関係者が町議会議員になる可能性も低くないことを懸念する声もある。

加えて、14 年に島内の子どもたちの学力向上を目的とし、教科書代の負担はあるものの受講料無料の町営塾を開設した。それまで学校以外に学びの場がなく、地域格差のある学力水準を懸念し島外へ出てしまう、I ターン U ターンで与那国への移住を躊躇するといった子育て世代の不安を解消するためにと外間町長の強い思いから設置し、初年度費用は町が単独で負担し、次年度以降は一括交付金が充てられた。ICT を活用し東大生が講師を務める東京の学習塾とオンライン双方向授業システムを構築した。講師は子どもの苦手科目を分析し、それらをふまえて補習授業が行われ、夏季には講師が直接、島を訪れ授業を行うことで学力向上にも繋がっている。

報告の最後に伊平屋村にも触れておきたい。伊平屋村も与那国町と同じく高校が無いため、高校進学と同時に島を離れてしまう。その際、子どもだけでなく母親あるいは家族での転出になる場合もあり、人口減少に歯止めがかからない状況が続いている。伊平屋村では後継者不足も大きな課題であり、第一次産業のサトウキビ、モズク、米など従事者は 60 代、70 代が主で 50 代がいない。伊平屋村では定住促進条例などを作り、島で結婚し島で生活するカップルに結婚祝い金として 100 万円を支出するなど独自の取り組みもみられる。またユニークな取り組みとしては、村と民間が協力して伊平屋産黒糖を使った関連商品の売り上げを教育支援基金に積み立て、夏休み期間に東大生を 5～6 人招いての「東大塾」を開催している。調査の中で伊平屋島の伊礼幸雄村長は「人材をもって資源となす」とし、子どもたちの学力向上をもって次世代の伊平屋島の人材を育成することが地域づくりに繋がると話した。

Ⅲ 共同研究「沖縄経済特区と法」

「沖縄振興特別措置法に基づく経済特区の活用 ～企業誘致と起業の促進という観点から～」

伊達竜太郎 沖縄法政研究所副所長／沖縄国際大学法学部准教授

はじめに、沖縄の経済政策、振興策の観点から状況を抑えておきたい。沖縄振興予算は公共事業関係費を中心に、沖縄振興一括交付金や科学技術大学院大学、健康医療拠点整備経費など様々なメニューが県庁、総合事務局、各市町村など各部署へ派生し事業が行われている。

沖縄振興特別措置法（以下、「沖振法」）は 1972 年の立法以来、10 年計画が策定され、現在は第 5 次計画が進んでいる。当初は沖縄と本土の格差是正が念頭に置かれ、2002 年以降の第 4 次からは全面的に自立経済をモットーにしている。12 年の第 5 次計画開始時には沖振法が大幅に改正され、計画の策定主体が沖縄県に移行し、より自由度の高い沖縄振興一括交付金制度が創設された。同時に、産業振興に資する税制優遇措置を伴う地域指定制度、いわゆる経済特区の創設・拡充が図



伊達 竜太郎 副所長



られた。沖縄における経済特区には根拠法を異にする 2 種類があり、沖振法に基づく沖縄経済特区と国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特区があるが、本報告では前者についてみていく。

沖振法に基づく沖縄経済特区は 02 年に情報特区と金融特区として、12 年に物流特区、14 年に経済金融特区が作られた。本特区は税の軽減・減免を用いる保税特区（税制緩和特区）、税制以外の規制緩和をとる規制緩和特区（構造改革特区）といわれる。

若年者の雇用拡大と地域活性化を目的とした沖

経済特区では、認定企業は一定の要件を満たせば、法人税課税所得の40%控除等や10年間の国税の優遇措置、税制以外の規制緩和措置が受けられる。加えて地方税の優遇措置、通信コストの低減化支援、低廉な料金でのオフィス賃貸、人材育成支援への補助金などが受けられる。

さらに、情報、物流、経済金融特区に絞ってみたい。

まず、物流特区は、「沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結ぶ国際物流拠点形成を図り、高付加価値なモノづくり企業や物流企業等の新たな臨空・臨港型産業の集積を目指すため」12年に新設された。最も活性化したのは那覇空港を中継拠点としたANAグループによる物流ハブ化で、その後、ヤマト運輸、東芝のサービス、パーツセンター、インターネット通販会社大手の楽天、Yahoo!が参入するようになった。那覇空港を利用するメリットは通関が24時間体制であること、本土とアジアの主要都市に空路で4時間以内に到着できる地理的優位性、さらには特区の優遇税制なども追い風となった。

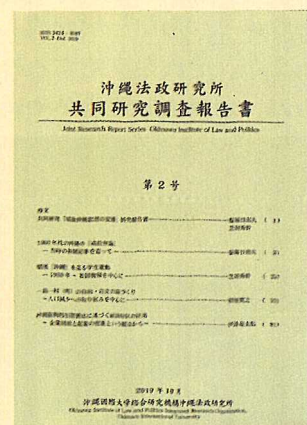
那覇空港から国内、国外はアジア地域を中心に、時期によって変動するものの10数拠点へ向けて運ばれており、立地企業数は82社、雇員数が1,294人に上っている。さらには年間物流貨物量が08年で1,900トンだったものが17年時には約19万トンへ増加しており、物流量では日本第4位の規模で、地方都市の量としてはかなり多い。那覇空港の増設事業が進んでおり今後も増加していくことが予想される。無論、物流コストは船舶よりも航空機が高価なため、県外からの物流はほぼ船舶によるものだが、精密機械などの輸送は航空機が適しており、今後は両方を両輪として発展していくことが求められる。このように物流特区を創設した12年の沖縄法改正は画期的だったといえる。

次に情報特区についてだが、沖縄の基幹産業1位の観光業が7,000億円規模で、2位のIT産業で4,000億円規模に拡大している。企業数は02年に52社だったものが18年現在では454社で、雇員も5,000人から3万人近くにまで増加している。これらの要因としては県の充実した支援制度、若い労働力、日本とアジアを結ぶ地位的優位性などで企業立地が進んだことが挙げられる。特区の中で最も成功しているのが情報特区と思われる。

最後に経済金融特区については、アイルランドの首都ダブリンにある国際金融センターの活動をモデルにして02年に創設された特区が基になっている。しかし、対象地域が名護市に限定されていること、対象業種が銀行や保険関係の金融に特化していることなどから、金融特区が活用されていないとの指摘があり、14年に名称を変更して経済金融特区が作られた。対象産業を従来の金融関連から、IT関連、観光、農業、製造業など合計5業種に拡大している。加えて、経済金融特区は上場企業の東京証券取引所が運営するプロ投資家向け市場「TOKYO PRO Market」への株式上場を支援しており、鉄板焼ステーキレストランチェーン「碧」が株式上場を申請した。この分野のビジネスの進展は著しく、将来的にはフィンテックやクラウドなど新しい金融手法を活用した企業の誘致合戦が起こると考えられる。実際、現在、東京都が国際金融都市構想として国家戦略特区の活用を進めており、沖縄県も後手に回らないよう積極的な取り組みが求められる。

経済特区は県外、国外の企業をどれだけ沖縄に誘致できるかということを中心にしている点もあるが、それは一種、他力本願的な要素が否めず、本来であれば沖縄の会社設立を増加させることや、沖縄の企業を県外や海外へ進出させる、沖縄発の上場企業を増大させるといった点をメインにすべきと考える。Google、Facebook、Amazonといった世界的な企業はもとより、沖縄からも地方都市から全国展開している広島東洋カープ、ダイソー、北海道のニトリのような企業を増やしていくべきだと考える。沖縄は全国的には開業率が全国1位であり、アメリカやイギリスに比べればまだまだ伸びしろがある。現在、福岡市がベンチャービジネスを立ち上げる国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」に取り組んでいる事例も参考になると考えられる。2016年の当研究所のシンポジウムでも提案した企業誘致の取り組みの一つとなる行政スタッフや税理士などの専門家によるワンストップ相談窓口が、2017年5月に沖縄県産業振興公社内に設置された。今後は各地域の先進的な成功事例を参照しながら、沖縄の経済活性化に寄与していく制度となることを願っている。

共同研究調査報告書
第2号は本学図書館
ホームページ「学術
成果リポジトリ」で
公開予定です。冊子
を希望される方は沖
縄法政研究所までご
連絡ください。



沖縄法政研究所 第42回講演会

紛争と平和 ～この沖縄から世界に出来ること～

2019年7月13日（土）14:00より本学13号館301教室で、国際緊急支援 NPO の特定非営利活動法人 JADE- 緊急開発支援機構理事長の田中洋人氏に「紛争と平和～この沖縄から世界に出来ること～ 30年の国際協力、緊急支援の最前線から見てきたものとは？ー街づくり、人のつながりが平和へとつながる !!」と題し、ご講演いただいた。参加者は約60名。

田中氏は約30年にわたり国際的な人道支援活動に携わり、紛争や自然災害からの復興を遂げようとする国や地域の支援活動に取り組んできた。本講演会では活動するきっかけとなった幼少期、学生時代の経験から、復興支援の実態や地域住民を巻き込みながら行う町づくりが紛争予防に繋がる契機となることについて、実体験を交えてお話しいただいた。



田中洋人氏

部品メーカーに勤務する父親の海外赴任に伴い、幼少期から海外で生活することが多かった。小学生の頃に住んでいたテキサスで「リメンバー・パールハーバー」と言われたことで戦争の問題に気付かされたり、ブラジルでファベラ（貧困街）を見た経験を通して国際協力への関心を持ち、大学2年生の時に井戸掘りボランティアでザンビアの難民キャンプに行った。地雷原を間近で見るなどの経験から、大学卒業後はさらに開発学を学ぶためにロンドン大学へ進学し、国際協力や平和構築、危機・安全管理などについて学んだ。一旦は新聞社へ就職したが、再び難民支援の声がかかり、内戦の跡が残るタンザニアの難民キャンプで支援に取り組むようになった。

冷戦崩壊後は、封印されていた問題が顕在化し、様々な地域で部族間、宗教間の対立が起こっている。内戦による政治的に不安定な状況はインフラの崩壊を招き、修復や整備が進まず、水源が限られている環境下においては感染症の拡大、医療的なケアが受けられないという事態を引き起こしている。加えて、教育が保護されないといった住民の経済的、社会的困窮から、近隣諸国への難民とならざるをえない状況がある。さらに、難民キャンプで元ゲリラ、元少年兵らが戦闘訓練を始めてしまうことがあり、強制収容所状態となったキャンプは援助関係者だけでは数が足りず、結局、虐殺を行った武装勢力の助けが無いとキャンプを維持できないという破綻した論理がまかり通っており、援助関係者はジレンマを抱えている。

同時に、キャンプにおける様々な物資の要否を精査し、難民一人あたりの必要な水量、食事の摂取カロリーがマニュアル化されたり、武装勢力には加担しないといった宣誓、署名の後に団体として登録するといった国際赤十字が中心となった行動基準やシステム整備も進んでいる。

一方で、紛争などで国境を越えれば「難民」となり国際条約上の保護される存在となりうるが、近年、顕著なのは自然災害などで生活圏が崩壊してしまった国内避難民の処遇の問題である。状況の深刻さから、国連は国際移住機関（International Organization for Migration IOM）を組織強化し、国内避難民や移民をメインに支援していくこととしている。

最貧国のバングラデシュでは毎年起きる自然災害で生活が安定せず再建が進んでいない。住民の気持ちが荒んでいくことで自国の政治や超大国のアメリカを糾弾したり、避難民の中には「戦争をした方が良い」というような過激思想の流入に踊らされてしまう状況もある。紛争や戦争を選ぶのは時の指導者や政治家ではあるが、それを支持するのが住民であることを考えると、紛争や戦争を選択するのは住民でもあるとも考えられ、いかにして紛争や戦争を選ばないような住民の意識づくりをしていくかが何よりも重要である。



2015年に沖縄移住してから、地域のまちづくりにかかわりたいと考え、なは市民協働大学院で受講生の市民と様々な議論をする機会を得ることができた。各地の紛争や被災地域での経験を通して強く思うことは、人づくりによって地域がつくられ平和に繋がるということ。今後、沖縄のアジアにおける地理的優位性を戦略的・軍事的な位置としてではなく、東南アジア諸国との連携による経済発展を踏まえた独自の政策が求められると思う。

（質疑応答を含めた講演内容については、『沖縄法政研究』第22号収録の講演録を参照下さい。）

沖縄法政研究所 第43回講演会

犠牲者の記録をのこし語り継ぐこと ―戦災も震災も―

2020年2月15日(土)14時より本学3号館203教室で、岩手大学教育学部、地域防災研究センター教授で、当研究所の麦倉哲特別研究員を講師に「犠牲者の記録をのこし語り継ぐこと ―戦災も震災も― 岩手県大槌町と沖縄県渡嘉敷村での調査から」と題しご講演いただいた。参加者は約50名。



麦倉哲 特別研究員
岩手大学教育学部、
地域防災研究センター 教授

麦倉氏は2011年より岩手県大槌町において震災(津波)で犠牲となった1,286人の遺族や近親者への調査を開始した。また、翌12年からは、渡嘉敷村において戦争体験者への聴き取り調査を行っている。近親者や遺族に丹念な聴き取りを行うことで、震災や戦災の災害でどのように亡くなったのか、生前はどのような暮らしを営んでいたのかを知ることができること、故人の人間性を知りうることで「喪失」に対して人々の関心が集まり、復興への公共圏が形成されると語った。年月の変化とともに起こる死のステレオタイプ化や災害の風化を当然視するのではなく、また戦争という悲惨な歴史を繰り返さないためにも、死の検証を尽くし、ひとり一人の犠牲死者と向き合うことは生きた証の記録化のためにも重要であると指摘した。以下、講演内容を抜粋して紹介する。

■大槌町 生きた証の記録活用

大槌町では津波浸水域と想定される役場庁舎前に災害対策本部を設置し、庁舎内外にいた30人を含む合計40人の役場職員が犠牲となった。しかしこの40人には、消防署員や社協職員や町議会が含まれておらず、こうした関係者を加えると、50人くらいになると思われる。岩手大学麦倉研究室では、大槌町の公式事業としての生きた証プロジェクトが事実上終了した後も、遺族との協力の下で、大震災犠牲死者の①死亡状況、②災害検証、③遺族と故人との「死者との対話」の視点で調査を継続している。これは、当時の大槌町が行った検証が十分な広さを対象としなかったことで、行政が行う災害検証では犠牲者遺族の感情とかけ離れ、犠牲者が出た要因の検討はするものの、被災状況の解明には至らず、一人ひとりの死の検証までは到達しなかったからだ。しかし、遺族への聴き取りの中で犠牲となった職員の中には震災前より災害対策本部の設置場所に不安を抱き、その危険性を察知していた者もいたことがわかっている。同時に、大槌町は庁舎改築によって屋上へは一人一人が登れるだけの避難はしごのみしかなく、それが多くの生死を分けてしまった。2019年1月、被災庁舎は災害遺構としての存続について賛否が分かれ、災害検証や記録保存に対して議論が十分に深まらない中、取り壊されてしまった。

■渡嘉敷村 戦争の社会病理―日本兵によって処刑された沖縄県民

渡嘉敷村の戦没者名簿によると戦争犠牲者は514名となっている(沖縄県平和の礎では南洋など村外の犠牲者も含まれ2018年度現在で590名)。名簿に基づき一人ひとりの戦災状況を精査すると、亡くなった場所も、「集団自決」か、米軍の迫撃砲か日本軍の擲弾筒によるものかなど状況も異なる。また、日本軍によって7人が処刑されたことが渡嘉敷村教育委員会の記録化で明らかとなっているし、聴き取りの中で新たに1人の処刑死をうかがい知ることとなった。

社会病理学の見地から論じると、戦争によって島における従前の秩序(学校長、村長、助役、郵便局長など)は破壊され、新たに若い将校を主軸とした軍の秩序が形成される。それにより人権保障上の手だてが失われ、軍(隊長)に責を咎められれば処刑が起き、命が絶たれる。また、将校と下士官、大和民と沖縄県民、さらには朝鮮人軍夫という序列関係や絶対的な身分格差、より弱者が多く被災死する傾向は戦災の場合により一層鮮明となる。

他方、戦争では一部の責任者が戦争法廷で裁かれるのみで、直接、間接問わず加害者が裁判にかけられることがなく、よって犠牲者の死が厳密に明らかにされることが無い。東日本大震災被災地による犠牲死者の検証を進める中で、一人ひとりの死の解明が災害検証に不可欠であるように、戦災による犠牲死においても死の検証、解明は風化を防ぐ手立てとして重要であるだけでなく、軍の手による処刑死といった犠牲が再び生じないためにも事実の解明は肝要である。

最後に、恩師であり、政治学者で政治思想史家の神島二郎が自身の戦争体験とともに「学問とは歴史の過ちを繰り返さないためにするものだ」と学生らに伝えていた言葉を胸に、聴き取りを通して死者との対話を続けていく。

研究会

沖縄法政研究所 第69回研究会

沖縄返還と5・15メモ 一日米地位協定から逸脱した米軍基地運用一



山本章子
琉球大学人文社会学部講師

2019年4月26日（金）に第69回研究会を開催し、山本章子琉球大学人文社会学部講師（沖縄法政研究所特別研究員）が「沖縄返還と5・15メモ 一日米地位協定から逸脱した米軍基地運用一」と題して報告を行った。司会・コメンテーターは野添文彬所員・法学部准教授が務めた。参加者は27名。

山本章子氏は、4月26日の本研究会直後に、中公新書から『日米地位協定 在日米軍と「同盟」の70年』を刊行され、高く評価された外交史分野の第一線で活躍されている研究者である。まだ、普通ならば新進気鋭と呼ぶべき若さで、既に日米安保史の単著『米国と日米安保条約改定—沖縄・基地・同盟』（2017年 日本防衛学会・猪木正道賞奨励賞受賞）の他、多くの業績をあげ、この分野では沖縄と全国メディアで、しばしば重要な発言が取り上げられている。

この研究会では、復帰前、復帰後に、どのようにして在日米軍基地が沖縄に集中していったかの歴史的経緯の検討から、沖縄返還時に、サンフランシスコ講和条約締結の際の日米行政協定の付属公文から名付けられた「岡崎・ラスク方式」と呼ばれる、米軍が認めない限り基地の返還が実現しないやり方が、表立って確立されて、現在に至る状況が説明された。

沖縄返還時に合意された、沖縄県内で、日本政府が米軍に対して、地位協定に基づき正式に提供した、本来の基地の外に、「全島基地方式」を継続する「5・15メモ」こそが、多くの米軍基地問題の根源であるとの説明がなされた。「5・15メモ」は、77年と97年に沖縄県の要求により、段階的に公表されたが、それまでは、米軍がどこを基地として占拠・使用できるかが、分からなかった実態があった。「5・15メモ」が逸脱を正当化しており、地位協定を改定しても、「5・15メモ」が廃止されない限り、実態は変わらないという重要な指摘があった。

外交史研究は、公開された政府公式文書を基に、歴史の推移を実証していく学問領域である。山本氏の報告や、コメンテーターを務めた野添文彬・法政研所員の研究は、膨大な米国政府文書の調査から揺るぎない根拠を見出した、その結果であり、現在の基地問題を考える上で、不可欠な知見を提供している。山本氏、野添氏の著作から、多くの市民が学ぶことを期待する。最後に、山本氏は、本年度の沖縄研究奨励賞受賞が決まったことを記したい。



野添文彬 所員

沖縄法政研究所 第70回研究会

性的少数者と生命保険契約



清水太郎 所員

2019年6月28日（金）に第70回研究会を開催し、清水太郎所員・法学部講師が「性的少数者と生命保険契約」と題して報告を行った。司会・コメンテーターは伊達竜太郎副所長・法学部准教授が務めた。参加者は17名。

清水所員は、性的少数者がおかれている状況を確認しつつ、彼（女）らが生命保険に加入するにあたっての理論的な問題点を、判例通説を前提にして、契約の成立（引受）、保全、保険金支払いの各段階において考察した。

近年、保険金受取人を同性パートナーにも認めるなど生命保険業界の変化もみられるが、法律面での整備が進んでいるとは言い難い。性別と年齢によって保険料が異なる生命保険の契約時にどちらの性別を記載するのか、契約後、性別変更を行った者の保険料率に変更されるのか。また、性別変更のために受ける性別適合手術、手術を受けるにあたり事前に開始するホルモン療法については、従来、指摘されている内臓機能へ

の副作用や合併症のリスクの影響はどう考えるべきかなど、保険会社は契約の引受において慎重にならざるをえない状況がある。

他方、各段階の課題点から見えてくることは、性的少数者の人々に起こりうると考えられる課題でも、例えば、性別適合手術の一つである乳房切除術は乳がんの根治的手術としても行われるものであることなど、従来の先行事例を応用することが可能ではないかという指摘もあった。確かに、性的少数者の健康診断率は高くはなく、それが疾患の早期発見に繋がっていないという指摘もできようが、昨今の非正規雇用者率の増加で職場内健康診断を受ける機会が無いという人たちも増えている。加えて、性的少数者で精神疾患を有している者もあり、そのような者の自殺率は高く、保険会社としても精神疾患の有無は重要であり、患っている疾患を告知しないことは告知義務違反にあたる。性的少数者の自殺念慮や自傷・自殺未遂率の高さが懸念されており、性的少数者であるか否かで区別することの合理的理由はない。

コメンテーターの伊達副所長からは、生命保険としては性的少数者の希望に応えられないとの指摘に対し、将来的に期待に応えられるように法的な制度設計や保険会社の取り組みがなされるのかといった質問が出された。清水所員からは、就職活動における履歴書の写真貼付をなくした会社などの具体例をあげ、保険料率等の観点からは法的には性的少数者とそうでない者を区別する合理的理由がなく同じに扱われる。また、現在、性同一性障害は疾病と見做されているので、自身の疾病の為にホルモン療法を受けるというのは、高血圧だから降圧剤を処方されていることと何も変わらない。しかし、ホルモン療法を受けることと降圧剤を服薬するのでは癌や糖尿病になるリスクが異なり、対処方法については製薬会社にも関わってくる問題だと思われる。性的少数者に関する医学的研究はまだ十分でなく不明な点が多いため、このような現状から保険会社側からすれば性同一性障害の方とそうでない方とを同列に扱うことは難しいと考えられる、との回答があった。

※なお、本報告については『沖縄法政研究』第22号（2020年3月刊行）に加筆修正され掲載される。



伊達竜太郎 副所長

沖縄法政研究所 第71回研究会

気候変動リスクと企業法の役割—英国法との比較を通して—

2019年11月29日（金）に第71回研究会を開催し、梅村悠上智大学法学部教授が「気候変動リスクと企業法の役割—英国法との比較を通して—」と題し、報告を行った。司会・コメンテーターは清水太郎所員・法学部講師が務めた。参加者は8名。

本報告では「化石燃料依存からの脱却」を掲げるパリ協定のビジョンを実現するために企業が果たしうる役割について、1. 気候変動が企業活動に及ぼす影響、2. 英国（・豪州）会社法における取締役の義務と気候変動、3. 日本法への示唆の3つの観点から検討された。

まず、大型台風や天災は、企業財物への損害、貿易への支障といった物理的リスクを引き起こす。日本においても今夏の台風15号、19号による保険金支払額は2020年3月期で約1兆円に迫る見込みで、保険会社は多発する災害を背景に火災保険料の引上げを検討しており、契約者の負担増に繋がることが考えられ、気候変動による物理的リスクが顕在化している。その他、気候変動の要因である化石燃料に関しては、将来的に採掘者や排出者へ責任を求めることもありうる。近年、機関投資家は、化石燃料関連企業からの出資の引上げ、ダイベストメント（divestment）を表明しており、企業の気候変動への取り組みと投資額が直結している。機関投資家のモニタリングは、年々強化されており、エンゲージメント、ダイベストの取組みが広まっており、取締役は気候変動への取組みを疎かにすれば自らの首を絞め、当該企業は市場から締め出されるという危険を認識しなければならない。

次に、英国会社法においては、取締役の義務として当該事業が「環境に及ぼす影響」を考慮すると規定されている。豪州会社法においては、取締役の環境への義務について明示されているわけではないが、「勤勉義務違反」（duty of care and diligence）に含まれると解する見解があり、懈怠している取締役はそれを問われる可能性がある。同時に、会社法において啓発的株主価値（Enlightened Shareholder Value; ESV）原則を明確に採用することや、気候変動リスクを包括的に網羅した情報開示制度の導入、環境影響に関する



諸問題全般に対応しうる取締役の選任を立法化するなどの提案が出されている。企業の社会的責任の概念が不明確な日本の会社法においても有益な示唆である。

そして、今日、日本においてはいまだに Ecology と Economy とは両立しないという価値観から脱却できておらず、気候変動情報が投資判断に資する有益な情報とはなりえていない。気候変動への対応 (Ecology) は中長期的企業価値や国益等 (Economy) と矛盾しないだけでなく、先進的な情報開示制度の必要性は、今後一層、強まっていくことが考えられ、最高経営責任者、最高財務責任者のような「炭素管理責任者」(吉川2008)、「上級環境責任者」などの取締役の選任を含め、世界に先駆けた制度設計・整備を含めた先進的な取組みが求められる。

コメンテーターの清水所員からは、エンフォースメントの観点から質問があり、梅村氏からは、社会的責任に対する義務規定について訴訟法上の立法提案がなされた際に、条項を設けてもその面で有用性を示せないという問題が指摘され、実現には至らなかったなどとの報告があった。



安原陽平 所員

沖縄法政研究所 第72回研究会

外国籍の子どもと修学—権利・制度・運用—

2020年1月29日(金)に第72回研究会を開催し、安原陽平所員・総合文化学部准教授が「外国籍の子どもと修学」と題して報告を行った。司会は佐藤学所長・法学部教授が務めた。参加者は22名。

安原所員による研究会は、外国籍の子どもの教育を受ける権利の問題が、これまでの韓国籍、朝鮮籍の子どもたちの権利問題が中心であった状況から、広く外国籍の子どもの数の増加、そのうちの相当数が未就学・不登校、という新たな状況になっている点、および、2019年出入国法の改正による外国人労働者「ニューカマー」増加により、大幅な増加が見込まれる点の指摘から、憲法学・教育法学の観点による報告に入った。

憲法上の権利の外国人への保障が、権利性質説という、人権の内容による判断が通説化し、その下で、憲法26条による学習権保障は、外国籍の子どもにも適用されるのが当然であり、国際人権の考え方にも合致する、との理解が広がっている。一方、26条2項の保護者の義務が、国籍を持つ者と、「オールドカマー」を前提とし、外国籍の保護者に対する義務免除と、民族教育の権利保障が行われてきたことから、「ニューカマー」の子どもたちが、こぼれ落ちてしまう可能性がある。就学義務と教育を受けさせる義務の従前の解釈では、外国籍の子どもが教育を受ける権利の保障が困難であり、単純な権利論を超えた新たな視点が必要である。

その意味で、制度と権利の関係が困難な問題であり、えてして、制度が権利を制約する、制度が憲法の上になる虞すらある。よって、権利論・制度論の双方の視点を踏まえた議論が不可避である。

次いで、実際の公教育制度の中での外国籍の子どもの学習権保障の報策が論じられた。2016年の「多様な教育機会確保法」には、公立学校外の広い教育主体が認められるという肯定的な評価も可能である面と、それが、自己負担に基づいた教育を強いる結果になる面がある。それは、新自由主義教育改革論に親和的な、民営化、公教育の縮小という指向を反映するものであり、そうではなく、公立学校の幅を広げることで、外国籍の子どもたちも包摂できるような方向の教育改革が求められる、と、結論付けた。

安原所員は、この研究会でも顕著に見られたように、極めて現実的な問題を、厳密な憲法理論に照らして分析される。これまでに法政研では「憲法パトリオティズム」の研究会を開いて頂き、また、「映像教育」シンポジウム(2017年度)のパネリストを引き受けて頂いた。誠に残念なことに、4月からは獨協大学に移られる。4年間の沖縄国際大学勤務で、法政研も、地域社会も、安原所員から多くを学ばせて頂いたことに心から感謝申し上げると同時に、獨協大学での研究の更なる進展をお祈りする。



さんごしょう ちょっとした息苦しさについて

もう10年以上になるが、とある音楽グループのファンを続けている。毎年数回はライブに行き、一昨年は念願の年越しカウントダウンライブも体験できた。私と同じく広島出身の女性3人組だが、やや芸風化された広島弁とはいえ、ライブの合間に彼女たちの口から郷里の言葉を聞くと、やはりほっとする。

さて、このグループ、運営サイド、ファンサイドを通じて、ネタバレにかなり厳しい。ここでいう「ネタバレ」とは、ツアーなど公演が複数回にわたる場合に、ツアー終了前にセットリスト（曲目）や演出を明かしながら、SNS等で感想を書く行為のことである。ネタバレ禁止という習慣はファン同士の気遣いから始まったが、いつしか運営サイドからの「お願い」として、事実上、公式ルール化された。ルール化の常だが、この場合もご多分に漏れず、息苦しく感じることもあるのも事実だ。これからツアー公演を観るファン仲間と話しているなかで、ツアー前半に参加した自分がうっかりセットリストを漏らしたりしようものなら、落胆とともに責められることも少なくない。

しかし、興奮冷めやらぬうちに具体的な感想を披露したいというのも、正直なファン心理である。私自身の一つの落としどころは、ツアー最終日の公演、つまり千秋楽のみ参加して、心おきなく公に感想を語ることである。しかし、これはこれで超えなければならないハードルがある。熱狂的だが「良心的な」ファンは、コアなサイトで具体的な感想をひっそりと記したり、自分のブログに感想を記す場合にも「以下ネタバレ注意」などと記して、画面下へのスクロールを避ける選択肢を用意したりする。当然ながら、私もネタバレはされたくない。しかし矛盾は百も承知だが、誘惑に負けてそうした感想をつい読んでしまうこともある。また、一般に千秋楽は人気が高く、ぜひとも行きたいというファンがチケット申し込みに殺到し、チケット入手が容易ではない場合もある。自分がネタバレをしないために千秋楽のみ参加するというのは、強い忍耐とそれなりの運を必要とするわけである。

ちなみに、この冬のツアーでは、千秋楽の東京公演のチケットを取ることができたが、新型コロナウイルスの流行と重なったため、慎重を期して事前に飛行機と宿をキャンセルした。もともと、

その後の政府要請を受けて、当日の開演直前に公演そのものが中止となった。使われることのなかった手元のチケットを改めて見ると、メンバーとスタッフの無念さがひしひしと伝わってきて、ネタバレ禁止ごときに息苦しさを感じていた自分を恥じた。

しかし、これは私個人の心持ちである。じつは、この事例に限らず、ネタバレをどう考えるべきかは、私の専門に引きつけていえば、哲学や倫理学の問題でありうる。いずれ授業で扱うこともあるかもしれない。

（むらい ただやす 法学部准教授 哲学）

2019（令和元）年度 沖縄法政研究所 所員・特別研究員名簿

氏 名		所属・職名等	専攻・研究テーマ等
〔所員〕 ＊委嘱初年・五十音順			
1	所長 佐藤 学	法学部地域行政学科・教授	地方自治、アメリカ政治
2	副所長 伊達 竜太郎	法学部法律学科・准教授	会社法、国際取引法、沖縄の経済政策と法（沖縄経済特区など）
3	井端 正幸	法学部法律学科・教授	近代フランスにおける議会制の展開
4	小西 由浩	法学部地域行政学科・教授	犯罪予防論
5	前津 榮健	法学部地域行政学科・教授	情報公開および個人情報保護制度の諸問題
6	熊谷 久世	法学部地域行政学科・教授	生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
7	井村 真己	法学部法律学科・教授	アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
8	照屋 寛之	法学部地域行政学科・教授	市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
9	比屋定 泰治	法学部法律学科・教授	国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究
10	上江洲 純子	法学部地域行政学科・教授	倒産手続間格差是正問題について
11	金城 和三	法学部法律学科・講師	動物生態学
12	原田 優也	産業情報学部企業システム学科・教授	アジアにおける知的財産権と消費者行動、アジア消費・流通論、中小企業マーケティング戦略
13	芝田 秀幹	法学部法律学科・教授	西欧政治思想史
14	平 剛	法学部地域行政学科・准教授	公的支出に関する実証分析
15	中野 正剛	法学部法律学科・教授	犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
16	黒柳 保則	法学部地域行政学科・教授	米軍政下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政治史
17	大城 明子	法学部地域行政学科・准教授	CALL 教育 英語学習者の英語学習ストラテジーとビリーフについて
18	野見 収	法学部地域行政学科・准教授	教育哲学・人間形成論
19	砂川 かおり	経済学部地域環境政策学科・講師	米軍活動に係る環境政策・法研究
20	山川 満夫	法学部法律学科・准教授	リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動
21	野添 文彬	法学部地域行政学科・准教授	沖縄米軍基地をめぐる日米関係に関する史的研究
22	田中 佑佳	法学部地域行政学科・講師	憲法、人権論、「子ども」という主体に関する憲法問題
23	安原 陽平	総合文化学部人間福祉学科・准教授	教育法学、憲法学
24	柴田 優人	法学部地域行政学科・講師	行政法、環境法、地方自治法
25	清水 太郎	法学部法律学科・講師	商法
26	村井 忠康	法学部地域行政学科・准教授	カント哲学、分析哲学
27	西迫 大祐	法学部法律学科・准教授	法哲学、法社会学、フランス現代思想
〔特別研究員〕 ＊委嘱初年・五十音順			
1	友利 博明	税理士法人リモト・代表者員税理士	税理士
2	福里 芝人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科・教授	民法（家族法）、消費者契約法
3	前田 成東	東海大学政治経済学部・教授	行政学
4	三木 健	ジャーナリスト、沖縄ニューカレドニア友好協会顧問	沖縄文化論
5	○ 知念 賢論	浦添市役所	政治学、行政学
6	○ 成田 善一	元株式会社琉葉相談役	商事法（会社法）
7	比屋根 照夫	琉球大学・名誉教授	政治思想史
8	松田 朝徳	松田朝徳法律事務所・弁護士	民事・家事事件
9	宮平 魏秀	沖縄国際大学・名誉教授	民法（財産法）
10	○ 篠田 四郎	名城大学・名誉教授	商法、知的財産法
11	○ 緑間 英士	学校法人興南学園・社会科教諭	国際法、政治
12	○ 緑間 榮	沖縄国際大学・名誉教授	国際法
13	○ 山本 研	早稲田大学法学学術院法務研究科・教授	民事手続法
14	○ 黒島 健	前石垣市副市長	地方自治
15	○ 中原 俊明	前沖縄キリスト教学院大学・学長	商法
16	上地 一郎	高岡法科大学法学部・教授	法社会学・民法
17	豊田 雅幸	立教学院展示館設置準備室学芸員	日本近現代史 日中関係史 大学史
18	○ 阿波連 正一	国立大学法人静岡大学法務研究科・教授	民法、環境・公害法、土地所有権法
19	○ 垣花 豊順	あけぼの法律事務所・所長・弁護士	刑事法
20	○ 石川 朋子	沖縄国際大学非常勤教員	社会学、地域研究、移民研究
21	○ 伊波 和正	沖縄国際大学・名誉教授	少年法（イギリス vs. 日本）
22	○ 奥田 敦		イスラーム法および関連諸領域、アラビア語教育
23	○ 儀部 和歌子	儀部和歌子法律事務所・弁護士	憲法
24	○ 下地 勝	サポート・オフィスみらい（社労士・行政書士事務所）所長	労働法、社会保障法
25	安次富 哲雄	琉球大学・名誉教授	民法学
26	我部 政男	山梨学院大学・名誉教授	日本近代史
27	土江 真樹子	ジャーナリスト	メディアリテラシー、メディア研究 沖縄近代史
28	仲宗根 京子	聖和大学法学部・准教授	商法分野
29	仲宗根 忠真	うるま法律事務所・弁護士	民法・親族法・相続法
30	羽 月 章	愛媛大学法学部・准教授	民法学（子どもの権利の保護）

		氏 名	所属・職名等	専攻・研究テーマ等
31	○	鎌 田 晋	弁護士法人ていだ法律事務所・弁護士	国際民事訴訟法
32	○	高 橋 一 行	明治大学政治経済学部・専任教授	政治学、政治理論、政治哲学、方法論
33	○	田 中 利 昌	名古屋市市民活動推進センター	ボランティア論、ボランティアコーディネート論 NPO 論
34	○	崔 鍾 植	神戸学院大学法学部非常勤兼研究員	刑事政策、少年法、日韓比較刑事法
35	○	向 井 洋 子	熊本学園大学社会福祉学部・准教授	現代アメリカ政治、地域政策、福祉政策史、災害復興学
36	○	Robert D.Eldridge	エルドリッジ研究所代表	政治学（政治外交史）、日米関係、戦後沖縄史
37		山 岸 健太郎	中京大学国際教養学部・非常勤講師	中国外交、台湾外交、国連加盟国の国連政策、国際機構論
38	○	小 林 武	沖縄大学・客員教授	憲法学、地方自治法学
39	○	櫻 澤 誠	大阪教育大学・准教授	日本近現代史・沖縄現代史
40	○	中 島 弘 雅	専修大学法学部・教授 應義塾大学・名誉教授	民事手続法
41		大久保 秀 人	えるだ法律特許事務所 弁理士	知的財産権
42		武 田 昌 則	琉球大学大学院法務研究科 教授・弁護士法人ひかり法律事務所 弁護士	涉外家族法、中小企業法務
43		カギジユカストアルグ	沖縄キリスト教学院大学・非常勤講師	米国法（特に、環境法、安全保障法）、国際比較法
44	○	磯 野 直	沖縄タイムス社・記者	ジャーナリズム
45	○	高 橋 英 治	大阪市立大学大学院法学研究科・教授	会社法、比較法
46	○	松 井 慎一郎	聖学院大学人文学部・准教授	日本近現代思想史
47	○	屋 良 朝 博	衆議院議員（フリーランスライター）	沖縄の米軍基地問題
48	○	吉 次 公 介	立命館大学法学部・教授	戦後日本政治外交史
49		徳 本 穰	筑波大学法科大学院・教授	商法、会社法、M&A 法、経済特区制
50		真喜屋 美 樹	名桜大学リベラルアーツ機構・准教授	地域経済・公共政策（米軍跡地利用）
51		松 本 真 輔	中村・角田・松本法律事務所 パートナー・弁護士	会社法、金融商品取引法
52	○	Claus Franke	国立大学法人琉球大学・特任講師	ヨーロッパ文化・芸術
53	○	高 橋 順 子	日本女子大学・非常勤講師	社会学
54	○	常 井 健 一	ノンフィクションライター（フリーランス）	国内政治報道、オーラルヒストリー
55	○	新 倉 修	QI 法律事務所 弁護士・青山学院大学 名誉教授	刑事法、国際刑事法、国際人権法、平和法
56		大 城 聡	東京千代田法律事務所・弁護士	裁判員制度、市民参加
57		高江洲 敦 子	沖縄国際大学非常勤教員	民俗学、沖縄文化論、社会組織
58		田 口 真 義	有限会社アンジュ・取締役	裁判員制度（司法への市民参加）、少年非行及び少年法、刑及び犯罪者の社会復帰支援、死刑問題
59		半 田 滋	東京新聞 論説編集委員・獨協大学非常勤講師・法政大学兼任講師	安全保障（自衛隊、米軍基地）、沖縄振興体制、国際政治
60		普久原 均	琉球新報社・執行役員営業局長	安全保障、地方自治、地方経済政策
61		三 宅 孝 之	島根大学 名誉教授・同大学大学院法務研究科特任教授	刑法・刑事政策
62		山 内 正	沖縄県消防学校・非常勤講師	危機管理論、消防法及び災害対策基本法の研究
63		山 本 章 子	琉球大学人文社会学部・専任講師	国際政治、政治史、日米関係史、アジア冷戦史
64		与 儀 武 秀	沖縄タイムス社・記者	沖縄文化論
65		米 倉 外 昭	琉球新報・編集局文化部長	メディア
66	○	坂 上 暢 幸	一般社団法人裁判員ネット理事	裁判員制度、市民参加
67	○	鈴 木 和 子	鈴木和子税理士事務所・所長	租税法、沖縄振興税制
68	○	徳 永 賢 治	沖縄国際大学・名誉教授	法哲学、法思想史、多元的法体制論
69	○	野 原 雅 彦	税理士法人エヌズ代表社員・副所長	税法、会計、沖縄経済特区
70	○	前 泊 美 紀	那覇市議会議員	地方議会
71	○	宮 城 修	琉球新報北部支社・支社長	沖縄の戦後政治
72	○	脇 阪 明 紀	沖縄国際大学・名誉教授	商法学
73		江 洲 幸 治	沖縄県文化観光スポーツ部 主査（再任用）	政治学、米軍統治下の立法院研究、沖縄戦後政治史・思想、沖縄（自治、振興と基地問題、国際交流）
74		亀 石 倫 子	法律事務所エクラウめだ代表・弁護士	刑事弁護
75		久保田 隆	早稲田大学大学院法務研究科・教授	国際取引法、国際金融法、電子商取引法、交渉学、経済システム
76		仲 地 清	名桜大学・名誉教授	国際関係論、日米関係、米国の沖縄統治、戦後沖縄政治論
77		中 林 啓 修	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 人と防災未来センター・主任研究員	危機管理学、安全保障論（非伝統的領域的を含む）、ガバナンス論
78		中 村 勉	弁護士法人中村国際刑事法律事務所代表パートナー・弁護士	刑事訴訟法、英国刑事司法制度、企業法務（知的財産権関連、社内調査・内部告発等）
79	○	稲 福 日出夫	沖縄国際大学・名誉教授	郷土の生んだ法律家佐喜眞興英とグリム兄弟の法学観
80	○	武 田 一 博	沖縄国際大学・名誉教授	ニューロ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
81	○	村 岡 敬 明	九州大学大学院博士課程	日米関係史、日本政治外交史、戦後沖縄史
82	○	麥 倉 哲	岩手大学教育学部・教授	社会学、社会病理学、災害社会学
83	○	坂 下 雅 一	一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程	国際社会学（ナショナリズム・エスニシティ）

※所属・職名、専攻・研究テーマ等は2020年3月現在、当研究所に届出または把握できているものです。更新時にかかわらず所属や連絡先等の変更がある場合は、随時、沖縄法政研究所までご連絡ください。

※○印の所員・特別研究員および◎印の新規所員・特別研究員の任期は2019年4月1日～2021年3月31日です。所員・特別研究員は、二年任期で、二年毎に更新手続きが必要になります。

【連絡先】 e-mail: oilpchr @ okiu.ac.jp Fax: 098-893-8937

TEL: 098-892-1111（内線 6110・6119 沖縄法政研究所）または 098-893-7967（研究支援課）

〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号

●2019(平成31・令和元)年度 活動日誌(2019年4月～2020年3月)

2019年

4月5日(金)～11日(木)電子会議

第1回所員会議

1. 事業計画委員の選出について
2. 紀要編集委員の選出について

4月22日(月) 13:00～14:00 法学部会議室(5号館6階)

第1回事業計画委員会

1. 2019(平成31)年度所員の新規推薦および再任について
2. 2019(平成31)年度事業計画(案)および予算について

4月26日(金) 16:00～18:00 13号館1階会議室

第69回研究会

- 27名
- 沖縄返還と5・15メモ 一日米地位協定から逸脱した米軍基地運用

5月15日(水) 16:20～17:15 法学部会議室(5号館6階)

第2回所員会議

1. 2019(令和元)年度所員の新規推薦および再任について
2. 2019(令和元)年度事業計画(案)および予算について

5月24日(金) 10:00～10:45 法学部会議室(5号館6階)

第1回紀要編集委員会

1. 主任の選出について
2. 紀要第22号の発行について

6月4日(火) 12:20～13:00 本館6階会議室

第1回総合研究機構会議

1. 副機構長の選出について
2. 2019(令和元)年度所員について(南島研、産業研、法政研、経環研)
3. 2019(令和元)年度特別研究員について(産業研、経環研)
4. 2019(令和元)年度各研究所事業計画(案)及び事業費予算(案)について

6月10日(月)～12日(水)電子会議

第3回所員会議

1. 第42回講演会開催について
2. 第43回講演会開催について

6月19日(水) 12:20～12:50 法学部会議室(5号館6階)

共同研究検討会議

1. テーマ設定について

6月20日(木) 12:20～12:50 法学部会議室(5号館6階)

共同研究検討会議

1. テーマ設定について

6月28日(金) 14:40～16:10 13号館1階会議室

第70回研究会

- 17名
- 性的少数者と生命保険契約

7月11日(木)～17日(水)電子会議

第3回事業計画委員会

1. 共同研究について

7月13日(土) 14:00～16:00 13号館3階301教室

沖縄法政研究所第42回講演会

- 57名
- 紛争と平和 ～この沖縄から世界に出来ること～
- 30年の国際協力、緊急支援の最前線から見えてきたものとは？
- ～街づくり、人のつながりが平和へとつながる!!

7月16日(火) 購入希望図書提出依頼

- 2019(令和元)年度購入希望図書目録の提出について(メール送付)

7月24日(月) 12:10～12:50 法学部会議室(5号館6階)

第4回所員会議

1. 共同研究について
2. 共同研究募集と予算配分決定について

7月31日(水) 12:10～12:50 13号館1階会議室

共同研究調査報告書第2号執筆委員会

1. 調査報告書仕様書(項目)について

8月13日(月)～16日(金)電子会議

第4回事業計画委員会

1. 共同研究について(2019年度 新規申請)
2. 予算配分について

8月19日(月)～22日(木)電子会議

第5回所員会議

1. 共同研究について
2. 共同研究募集と予算配分決定について

9月12日(木)～18日(水) 中国6泊7日

共同研究「沖縄における政策と法」資料蒐集

9月19日(木)～22日(日) 東京3泊4日

共同研究「沖縄における政策と法」資料蒐集

10月7日(月)～8日(火)電子会議

第5回事業計画委員会

1. 2019(令和元)年度第一次補正予算について
2. 共同研究について(2019年度 新規申請)
3. 予算配分について
4. 共同研究募集と予算配分決定について

10月8日(火) 16:20～17:50 法学部会議室(5号館6階)

第2回紀要編集委員会

1. 紀要への寄稿、申込状況および入稿状況について
2. 最終メット日程について

10月9日(水)～11日(金)電子会議

第6回所員会議

1. 2019(令和元)年度第一次補正予算について
2. 共同研究について(2019年度 新規申請)
3. 予算配分について
4. 共同研究募集と予算配分決定について

10月14日(月)～15日(火)電子会議

第7回所員会議

1. 2019(令和元)年度第一次補正予算について(追加)

10月17日(木)

共同研究調査報告書第2号発行

11月4日(月)～5日(火)電子会議

第6回事業計画委員会

1. 購入図書について
2. 法政研究所図書購入の手続について
3. 第72回研究会について「外国籍の子どもと親の就学義務」(仮)
4. 第43回講演会について

11月5日(火) 12:20～13:00 本館(1号館)6階会議室A

第2回総合研究機構会議

1. 産業総合研究所 所長選挙の実施等について
2. 産業総合研究所 専任所員(出向者)及び研究支援助手の募集等について 他

11月6日(水)～7日(木)電子会議

第8回所員会議

1. 購入図書について
2. 法政研究所図書購入の手続について
3. 第72回研究会について「外国籍の子どもと親の就学義務」(仮)
4. 第43回講演会について

11月9日(土) 14:00～16:30 13号館3階301教室

沖縄法政研究所フォーラム第18回シンポジウム 50名

沖縄法政研究所『共同研究調査報告書第2号』発表会

沖縄を考えるー思想、自治、政策の視点からー

11月14日(木)～15日(金)電子会議

第7回事業計画委員会

1. 2020(令和2)年度事業計画及び当初予算について

11月19日(火) 12:20～12:50 法学部会議室(5号館6階)

第9回所員会議

1. 2020(令和2)年度事業計画及び当初予算について

11月25日(月)～29日(金)電子会議

第3回総合研究機構会議

1. 南島文化研究所 所長選挙に係る実施(案)について

11月29日(金) 15:00～16:30 13号館1階会議室

第71回研究会

- 8名
- 気候変動リスクと企業法の役割ー英国法との比較を通してー

2020年

1月15日(水) 12:20～13:00 本館(1号館)6階会議室A

第4回総合研究機構会議

- 1「産業総合研究所 所長選挙の結果」について
- 2「南島文化研究所 所長選挙の結果」について 他
- 3「南島文化研究所 専任所員(出向者)及び研究支援助手の募集等」について

1月25日(土)～26日(日) 京都1泊2日

共同研究「沖縄における政策と法」資料蒐集

1月29日(水) 15:00～16:30 13号館1階会議室

第72回研究会

- 22名
- 外国籍の子どもと修学

2月7日(金) 10:30～11:00 法学部会議室(5号館6階)

第8回事業計画委員会

1. 特別研究員の新規推薦および更新について
2. 共同研究について(2019年度 新規申請)

2月7日(金) 11:00～12:00 法学部会議室(5号館6階)

第10回所員会議

1. 特別研究員の新規推薦および更新について
2. 共同研究について(2019年度 新規申請)

2月12日(水) 10:00～13:00 13号館1階会議室

第3回紀要編集委員会

1. 最終稿について

2月13日(木)～15日(土) 大阪2泊3日

共同研究「沖縄における政策と法」資料蒐集

2月15日(土) 14:00～16:00 3号館2階203教室

沖縄法政研究所第43回講演会 50名

犠牲者の記録をのこし語り継ぐことー戦災も震災もー一岩手

県大槌町と沖縄県渡嘉敷村での調査から

3月2日(月)～3日(火)電子会議

第9回事業計画委員会

1. 特別研究員の更新について

3月4日(水)～6日(金)電子会議

第11回所員会議

1. 特別研究員の更新について

3月11日(水) 14:00～ 本館(1号館)6階会議室A

第5回総合研究機構会議

- 1「南島文化研究所 副所長の任用」について
- 2「産業総合研究所 副所長の任用」について
- 3「沖縄経済環境研究所 副所長の任用」について
- 4「南島文化研究所 研究支援助手の任用」について
- 5「産業総合研究所 研究支援助手の任用」について
- 6「2020(令和2)年度 4研究所 特別研究員」について 他

3月12日(木)

紀要『沖縄法政研究』第22号発行

3月12日(木)

所報『沖縄法政研究所所報』第29号発行

3月15日(日)～17日(火) 福岡2泊3日(予定)

共同研究「沖縄における政策と法」資料蒐集